

○宇和島市上下水道局建設業者格付事務取扱要領

平成22年11月15日

水道局告示第11号

（目的）

第1条 この要領は、宇和島市上下水道局建設工事等請負業者選定要綱（令和7年水道局告示第4号）第3条第2項による格付を行うにあたり、必要な事項を定めるものとする。

（格付対象工種）

第2条 格付は、次の各号に掲げる工種について行う。

(1) 水道施設（構造物工事）

(2) 水道管（導・送・配水管）

2 前項各号に掲げる工種のほかに、宇和島市建設業者格付事務取扱要領（以下「市要領」という。）に格付の定めがあるときは、これを準用するものとする。

（市内業者の格付実施方法）

第3条 市内に主たる営業所を置く業者（以下「市内業者」という。）の格付は、客観的点数と主観的点数を合計した総合点数を基に、別表1の基準により行うものとする。

（1）客観的点数

建設業法第27条の2第1項に規定する経営事項審査（以下「経審」という。）のうち入札参加資格審査申請時において直近のものの総合評定値（以下「経審点数」という。）とする。

（2）主観的点数

次に掲げる要素について、市要領に規定する別表2を準用し算出する。

- ① 市工事の業種別完成工事高
- ② 市工事の業種別平均工事成績
- ③ 技術者数
- ④ 表彰受賞歴
- ⑤ 第三者賠償責任補償保険加入
- ⑥ 地域貢献度
- ⑦ 担い手確保
- ⑧ 障害者雇用
- ⑨ 労働福祉
- ⑩ 協力雇用主

⑪ 不当要求防止活動

⑫ 入札参加資格停止措置

(市外業者の格付実施方法)

第4条 市内に主たる営業所を有しない業者(以下「市外業者」という。)の格付は、客観的点数を基に、別表1の基準により行うものとする。

(格付の時期)

第5条 格付は、原則として2年に1回行い、当該年度の格付が決定するまでは従前の格付によるものとする。随時に入札参加資格の申請を受け付けた業者の格付の時期については、宇和島市上下水道局競争参加資格審査会に諮り決定する。この場合において、有効期間は次回格付までの期間とする。

(格付結果の通知及び公表)

第6条 第2条、第3条及び第4条の規定に基づき格付を行った場合は、建設工事入札参加資格申請書を提出した者に対して別に定める様式により通知するとともに、有資格者名簿を作成し、公衆の閲覧に供するものとする。ただし、市外業者については通知を省略できるものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、市要領の規定を準用する。

2 この要領の施行に関し必要な事項について、市要領に運用又は基準等の定めがあるときは、本要領にこれを準用する。この場合において「宇和島市」は「宇和島市上下水道局」と読み替える。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 告示の日から平成23年3月31日までの期間は、市格付要領により格付されているものについては、これを適用する。

(旧告示の廃止)

3 宇和島市水道局建設工事等請負業者選定要綱第6条の格付基準及び入札参加資格(平成18年水道局告示第1号)は廃止する。

附 則 (平成23年4月1日告示第4号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成25年3月29日告示第3号）

この要領は平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月10日告示第3号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成29年4月12日告示第8号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成31年4月5日告示第3号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和3年4月1日告示第3号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和5年4月1日告示第2号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和7年3月21日告示第7号）

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1（第 2 条、第 3 条関係）

等級区分の基準

種別	区分	対象工事 （設計金額）	総合点数	備考
水道施設 （構造物工事）	1 種	全工事	710点以上	水道施設工事 の登録業者
	2 種	3,000万円未満	710点未満	
水道管 （導・送・配水管）	1 種	全工事	水道施設工事に おいて560点以上	水道施設工事 又は管工事の 登録業者
	2 種	500万円未満	水道施設工事 において560点未満	
市外業者を除く。 給水装置が付属するものについては市指定業者に限る。				